

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第147号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「納入期限」を「納期限」に改め、同条第2項中「前項の規定による督促を受けた者は、当該契約代金」を「市長は、前項の規定により督促をしたときは、契約代金」に、「納入期限」を「納期限」に、「納入した」を「納入の」に、「10.75パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に、「計算した額」を「計算した金額」に、「納入しなければならない」を「徴収する」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項の延滞料の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる契約代金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその契約代金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前3項の規定により計算した延滞料の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1項を加える。

(延滞料の割合の特例)

3 当分の間 第33条第2項に規定する延滞料の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市土地区画整理事業保留地処分規則の規定は、延滞料のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)